

西宮市私立幼稚園預かり保育費用軽減補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、協力幼稚園 A 型及び協力幼稚園 B 型を実施する私立幼稚園（認定こども園を除く。以下同じ。）にそれぞれの事業の要件を満たして入園し、預かり保育を利用しながら通園する児童の保護者に対し、預かり保育の利用に要する費用の一部を補助することにより、当該児童が教育・保育の機会を享受することを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協力幼稚園 A 型 西宮市私立幼稚園預かり保育支援事業実施要綱第2条に掲げる要件を満たし、私立幼稚園が実施する預かり保育事業（幼稚園型の一時預かりを含む。以下同じ。）をいう。

(2) 協力幼稚園 B 型 次に掲げる要件を満たし、私立幼稚園が実施する預かり保育事業をいう。

イ 西宮市内の私立幼稚園であること。

ロ 学期中、長期休業中ともに、通常保育と預かり保育を合わせて、8時30分から16時30分まで以上の保育を実施していること。

ハ 休園日は、原則土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に加えて、春期は2日間、夏期は5日間、冬期は12月29日から翌年の1月3日までの日を除いて2日間程度であること。

(補助金の額)

第3条 この要綱による補助金の額は、保護者が預かり保育に係る利用料として幼稚園に各月において支払った額から当該利用に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の支給額を控除した額とする。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象者は、西宮市に住所を有する児童の保護者のうち、当該児童が法第30条の4第2号で定める要件を満たし、法第30条の5第1項の認定を受けている次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、その他市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 次に掲げる要件を満たし、協力幼稚園 A 型を実施する私立幼稚園に在籍している

こと。

イ 西宮市私立幼稚園預かり保育支援事業実施要綱第2条第4号の規定によって確保された枠で入園したこと。

ロ 預かり保育を利用していること。

(2) 次に掲げる要件を満たし、協力幼稚園B型を実施する私立幼稚園に在籍していること。

イ 法第7条第4項に規定する西宮市内の保育所及び認定こども園及び第5項に規定する西宮市内の地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）を入所希望し、「保育所等利用保留通知書」により保育所等の利用保留の通知を受けていること。

ロ 保育所等の利用保留の通知を受けた後に入園願書を提出し、入園したこと。ただし、過去に幼稚園に在籍していた者は対象とならない。

ハ 3歳児クラスから5歳児クラスまで（満3歳児クラスを除く。）に在籍していること。

ニ 預かり保育を利用していること。

ホ その他、幼稚園が定める要件を満たしていること。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は預かり保育費用軽減補助金申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。市長の定める期日については、施設等利用費の例による。

(1) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証等

(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとし、当該決定に係る交付額を交付するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、申請者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、前条第1項による交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(令和4年4月1日付で移行した認定こども園に係る経過措置)

2 第4条第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する者は、協力幼稚園A型を実施する私立幼稚園に在籍しているものとする。

(1) 令和4年4月1日付で移行した認定こども園に、当該移行の前日に在籍していたこと。

(2) 補助金の交付を受けようとする期間において、西宮市私立幼稚園預かり保育支援事業実施要綱第3条第1項の各号に掲げる要件を満たしていること。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(認定こども園に係る経過措置)

2 第4条第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する者は、協力幼稚園A型又は協力幼稚園B型を実施する私立幼稚園に在籍しているものとする。

(1) 協力幼稚園A型又は協力幼稚園B型を実施する私立幼稚園だった認定こども園に、当該移行の前日から在籍していること。

(2) 補助金の交付を受けようとする期間において、第4条第2号イ～ホに掲げる要件又は西宮市私立幼稚園預かり保育支援事業実施要綱第3条第1項の各号に掲げる要件を満たしていること。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。